

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ロックペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 内海 東吾
(コード番号 4621 東証第 2 部)
問合せ先 取締役(経理担当) 市川 智
(TEL 06 - 6473 - 1551)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。

これに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 28 条第 2 項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 28 条 (略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき <u>社外取締役および社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく社外取締役の賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額以上とする。</u>	第 28 条 (略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> および <u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

以上